

(平成22年5月19日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認群馬地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 5件

厚生年金関係 5件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 3件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA協会における資格喪失日に係る記録を昭和38年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和38年9月30日から同年10月1日まで

A協会B所に昭和38年9月30日まで勤務し、同年10月1日からはC所に引き続き勤務したが、社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答であった。この回答には納得がいかないため、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C所の後継であるD機構から提出を受けた申立人に係る「人事記録」、及び「給与決定計算書」に記載された申立人のA協会B所における記録、並びに複数の同僚等の証言から、申立人は、申立期間において同協会B所に継続して勤務していたことが推認できる。

また、A協会B所において、厚生年金保険の事務を昭和38年6月1日に被保険者資格を喪失するまで担当していた職員は、「申立人は、C所へ行く前の、昭和38年9月30日までA協会B所に勤務していたはずである。申立期間の記録が無いのは、自分の後任でC所から来た新担当者の事務処理誤りが原因だと思う。」と証言しており、事実、自身の在職中においては、同様の事務手続を、同協会B所における被保険者資格喪失日とC所における被保険者資格取得日を同一日として処理している。

さらに、複数の同僚等が「A協会B所の職員と同じように、同協会E所の職員もC所へ移行した。」と証言しているところ、当該協会E所からC所へ移行した職員全員の同協会E所における被保険者資格喪失日と、C所

における被保険者資格取得日は、すべて同一日として処理されている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、昭和 38 年 8 月に係る社会保険事務所の記録から、2 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付したか否かについては、A 協会の法人登記は現在確認できず、C 所の後継である D 機構の回答によると、「C 所及び D 機構は、A 協会の後継ではなく、後継が現存しているかも分からない。」とのことである上、証言を得た複数の同僚等のすべてが同様の証言をしているため、当時の状況については不明であるが、事業主が資格喪失日を昭和 38 年 10 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 9 月 30 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 9 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、同月の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和37年7月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年6月25日から同年7月15日まで
昭和37年3月21日にA社B工場に入社し、C工場の新設に伴い異動となった。一度も退職したことはなく、同社に継続して勤務していたことは間違いないが、厚生年金保険被保険者期間に空白期間が生じている。申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社B工場からの回答によると、申立人は、同社に継続して勤務（昭和37年7月15日にA社B工場から同社C工場へ異動）し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、事業主から社会保険事務所（当時）に提出された被保険者資格喪失届に基づく資格喪失時の標準報酬月額の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人に係る資格喪失手続の事務過誤を認めていることから、事業主から申立人に係る被保険者資格喪失届が提出されたため、社会保険事務所は、申立人に係る昭和37年6月分の保険料納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を昭和 54 年 8 月から 55 年 5 月までは 34 万円、同年 6 月から同年 9 月までは 38 万円、同年 10 月から 56 年 2 月までは 41 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 8 月 1 日から 56 年 3 月 23 日まで
昭和 54 年 8 月からの標準報酬月額が 8 万円及び 8 万 6,000 円に引き下げられているが、当時の報酬月額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る A 社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初昭和 54 年 8 月から 55 年 5 月までは 34 万円、同年 6 月から同年 9 月までは 38 万円、同年 10 月から 56 年 2 月までは 41 万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年 3 月 23 日より後である同年 4 月 13 日付けで、申立人を含む 26 人の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の場合、申立期間に係る標準報酬月額が当初 34 万円、38 万円及び 41 万円と記録されていたものが、遡及^{そきゆう}して 8 万円及び 8 万 6,000 円に減額処理されていることが確認できる。

なお、当該事業所の商業登記簿謄本では、申立人は取締役であったことが確認できるが、複数の同僚は「申立人は社会保険の手続に携わっていなかった。」と証言している上、申立人は標準報酬月額の訂正処理が行われた日より前の昭和 56 年 3 月 20 日に退職していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該訂正処理を遡及^{そきゆう}して行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は事業主が社

会保険事務所に当初届け出た、昭和 54 年 8 月から 55 年 5 月までは 34 万円、同年 6 月から同年 9 月までは 38 万円、同年 10 月から 56 年 2 月までは 41 万円と訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する平成4年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を申立人が喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、28万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年3月31日から同年4月1日まで

A社に、平成元年4月1日から4年3月31日まで勤務していたので、資格喪失日は同年4月1日になるはずであるが、同年3月31日になっている。給与明細書からも同年3月分の保険料が控除されていることが明らかなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の加入記録、B健康保険組合から提出のあった健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届及びA社から提出のあった健康保険厚生年金保険雇用保険被保険者名簿から、申立人は、同社に平成4年3月31日まで勤務していたことが認められる。

また、前述の被保険者資格喪失届及び被保険者名簿によると、申立人の当該事業所における資格喪失日は平成4年4月1日と記録されている上、B健康保険組合は「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届は複写式の様式であった。」と回答していることから、申立期間当時、厚生年金保険及び健康保険組合への資格の得喪に係る届出様式は一体のものであったことが認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人が主張する平成4年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る健康保険組合の加入記録から、28万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和20年8月24日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、30円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和5年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和19年8月31日から20年8月まで

私は、A社B工場C所に昭和20年8月の終戦まで勤務していた。社会保険事務所の記録では、厚生年金保険の資格喪失日が19年8月31日となっており、実際に勤務した期間と1年の相違がある。同日以降も同事業所に勤務し、保険料を控除されていたので、申立期間について厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社B工場C所を退職した際の申述内容は、^{しんぴようせい}信憑性が高いことから、申立人は申立期間において同事業所に勤務していたことが認められるところ、オンライン記録では、申立人は同事業所における厚生年金保険の被保険者資格を昭和19年8月31日に喪失したものとされている。

しかしながら、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）では、申立人の資格喪失日欄に日付の記載は確認できない。このことについて、管轄の年金事務所は「資格喪失日の記載が無い場合は、事業所が厚生年金保険の適用事業所では無くなった日（以下「全喪日」という。）をもって厚生年金保険被保険者資格を喪失すると考えるのが一般的である。」とした上で、「当該事業所の被保険者名簿において、全喪日に被保険者資格を喪失した者の多くが、申立人同様、資格喪失日欄に記載がされていない状況にある。このことから、申立人の同事業所における資格喪失日は全喪日である昭和20年8月24日とするのが妥当である。」と回答している。

また、被保険者名簿により、申立人同様、喪失日が空欄となっている者が多数確認できる上、喪失日が確認できる者はおおむね全喪日と同日であることが確認できる。

さらに、オンライン記録において、申立人の資格喪失日が昭和 19 年 8 月 31 日となっていることについては、厚生年金保険被保険者台帳の資格喪失日欄に「19. 8. 31」と記録されていることに起因するものと考えられるが、同台帳は、被保険者名簿の記載内容を進達し、作成されたものであるとの関係者からの証言を踏まえると、前述のとおり、被保険者名簿に資格喪失日の記載が無いことから、申立人の資格喪失日について同年 8 月 31 日と記録される合理的理由は無く、社会保険事務所における記録管理が適切に行われていなかったものと認められる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 20 年 8 月 24 日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和 19 年 5 月の社会保険事務所の記録から、30 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年8月から44年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年8月から44年7月まで

母が、私が20歳のときに国民年金の加入手続を行い、就職するまで国民年金保険料を納付してくれていたはずである。結婚したときに母から「これは将来大事なものだから。」と言われ、証明書となる書類を渡されたが、転居先の市役所の窓口にいた女性職員に渡してしまって今は持っていない。申立期間が国民年金に未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が、昭和43年*月ごろにA町で国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付してくれていたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は49年6月に払い出されている上、申立人は、当時学生であったことから、当時の制度では任意加入となり、申立期間の保険料をさかのぼって納付することができない。

また、申立人は、その母親が、国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付していたと主張しているが、申立人自身は国民年金の手続に直接関与しておらず、その母親も既に他界しているため、当時の具体的な国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

さらに、A町が保存している申立人の居住地区に係る年金の集金台帳では、申立人の母親の納付記録が確認できるが、申立人の記録を確認することができない。

加えて、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 10 月 1 日から 35 年 12 月 15 日まで
昭和 34 年 9 月 22 日に運転免許を取得し、同年 10 月 1 日から運転手としてA社に勤務した。その際、健康保険証をもらった記憶があるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間において、申立人がA社に勤務していたことは、申立人の具体的な申述内容及び複数の同僚の証言等により推認できる。

しかしながら、解散時の事業主は「会社は破産してしまったため関連資料等はないが、見習期間があり、時期が来ると厚生年金保険に加入させていた。」と証言しており、事実、複数の同僚の証言及び厚生年金保険の加入記録からも入社して一定期間経過後に厚生年金保険に加入させる取扱いであったことがうかがえる。

また、健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、当該事業所において昭和 34 年 9 月 1 日に 10 人の厚生年金保険被保険者の資格取得がなされた後、35 年 12 月 15 日に 5 人、36 年 8 月 15 日に 2 人とそれぞれ年 1 回のみ資格取得届が提出されていることが確認できることから、同事業所の事業主が、申立期間において、まとめて加入させていたことが推認できる。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者の資格取得日である昭和 35 年 12 月 15 日と同日に資格取得した 4 人のうち、2 人は死亡のため確認できないものの、残り 2 人について照会したところ、入社してから一定期間経過後に資格取得している旨の証言が得られた。

加えて、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 8 月 1 日から 45 年 5 月ごろまで
② 昭和 47 年 7 月 16 日から 48 年 2 月ごろまで

A社とB社に勤務した期間について厚生年金保険の加入記録が途中から無い。A社では、被保険者期間が昭和44年3月15日から同年8月1日までと記録されているが、約1年間勤務した後に退職した。また、B社では、被保険者期間が47年5月5日から同年7月16日までと記録されているが、同年8月の社員旅行に参加して、同年末まで勤務し、新年を迎えた後に退職した。当時の業界は、景気が良く、勤務期間中に被保険者資格を喪失させることはないと思うので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A社における厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和44年8月1日以降も継続して45年5月ごろまで勤務していた旨を申述しているところ、同社は、既に閉鎖し、申立期間当時の関連資料が無く、当時の同僚の証言も得られないことから、申立人の申立期間①当時の同社における勤務状況が不明である。

また、当該事業所が加入していたC健康保険組合が保管する申立人に係る健康保険被保険者名簿によると、被保険者資格喪失日は、厚生年金保険被保険者原票に記録されている申立人の被保険者資格喪失日である昭和44年8月1日と一致しており、健康保険被保険者証の返納日は、同年8月2日と記録されている。

申立期間②について、申立人は、B社における厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和47年7月16日以降も継続して勤務し、撮影年月日は不明であるが同年8月に参加したとする社員旅行時の写真を保有しているところ、同社の元代表取締役は、「社員旅行の時期については、繁

忙期ではない春だった。」と証言しており、複数の同僚はいずれも、春の社員旅行に参加した旨を証言していることから、申立人は、被保険者期間として記録されている同年5月5日から同年7月16日までの期間中に、社員旅行に参加したものと考えられ、同僚からは、申立人が申立期間②において同社に勤務していた旨の証言を得ることができず、申立期間②について、申立人が同社に勤務していたことを推認することができない。

また、当該事業所の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、被保険者資格喪失日は昭和47年7月16日、健康保険被保険者証の返納日は同年7月21日と記録されている。

さらに、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年8月ごろから26年8月ごろまで
A社(現在は、B社)に昭和25年8月ごろに入社し、1年ぐらい勤務したが、厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA社に勤務していたことは、期間の特定はできないものの、申立人の具体的な申述内容により推認できる。

しかしながら、申立人は、当該事業所において製造業務に従事していたと申述しているところ、申立期間に入社した同僚は「製造業務については、臨時工と呼ばれる雇用形態の従業員が従事し、数百人雇われていた。優秀な者は半年から数年で正社員となり、その時点から社会保険に加入させてもらえたが、私を含め数人しかいなかった。」と証言している上、同事業所は「当時の取扱いについては不明であるが、弊社が保管する人事記録において、申立人の氏名は見当たらない。」と回答している。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の氏名は確認できず、申立人が記憶している同僚の加入記録も見当たらない。

さらに、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料控除の事実を確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。